

入会基準及び会員区分に関する規程

(令和6年3月12日制定)

第1条 目的

この規程は、一般社団法人 日本医療ベンチャー協会（以下「本協会」という。）への入会基準に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 入会手続

本協会に入会しようとする者は、本協会所定の入会申込書に必要事項を記入のうえ、入会を申し込むものとする。

第3条 入会基準

新規入会の際には、次に掲げる会員の種別に応じて、当該各号に掲げる基準によって理事会において入会の可否を決定するものとする。

(1) 法人A会員として入会を申し込むもの

以下の①又は②のいずれかの条件を満たすものとする。

①医療・ヘルスケアに関連したサービスを提供する法人等で、上場を行っておらず、或いは従業員数が1,000名未満であり、本協会の目的に賛同し、理事もしくは既存正会員1名以上の推薦を受けたもの。ただし、上場する法人等で、本協会の目的に賛同し、本協会の理事会決議により法人A会員とすることの承認を受けたものを含む【削除した箇所は子会社の場合に特有の基準がないようでしたら、】

②医療機関等（大学等の教育機関が設置するものを含む）で、本協会の目的に賛同し、理事もしくは既存正会員1名以上の推薦を受けたもの。

(2) 法人B会員として入会を申し込むもの

本協会の目的に賛同し、理事もしくは既存正会員1名以上の推薦を受けた法人・団体等

(3) 個人会員として入会を申し込むもの

本協会の目的に賛同する学識経験者、専門職、研究者又は医療関係従事者又は、医療関係従事者以外でこの業界に参入しようとするものとして理事会決議若しくは理事会規則で定める手続により認められたものであり、理事もしくは既存正会員1名以上の推薦を受けた個人

(4) 賛助会員

本条(1)ないし(3)及び(5)のいずれかの会員資格を有さない法人又は団体又は個人で、本協会の目的に賛同し、理事1名以上の推薦を受けたもの。

(5) 特別会員

本協会の目的に賛同する国の行政機関、外局、地方自治体、業界団体等

第4条 会員区分

(1) 当協会は、法人A会員、法人B会員をもって、定款第5条第1項1号における正会員とする。

(2) 当協会は、個人会員をもって、定款第5条第1項3号における個人会員とする。

(3) 当協会は、特別会員及び賛助会員をもって、定款第 5 条第 1 項 4 号における特別会員とする。

第 5 条 会員区分の変更

本協会の法人 A 会員が上場した場合、又は従業員数が 1,000 名以上となった場合、理事会の事前の承認がある場合を除き、本協会において新たに事業年度を迎える際に自動的に法人 B 会員に会員区分が変更されるものとする。

第 6 条 入会拒否

会員、会員の役員、従業員、株主その他関係者に、暴力団、暴力団員、暴力団関係者暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動標ぼうゴロその他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人又はこれらに準じる者（以下「反社会的勢力」という）が含まれる場合、当協会は入会を拒否する。

第 7 条 入会不承認

次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合、本協会は入会を承認しない場合がある。

- (1) 入会申し込み時の申告事項に、虚偽の記載、誤記、記入漏れがあった場合
- (2) 過去に本協会から資格を取り消されたことがある場合
- (3) その他本協会が、会員契約を締結するにつき不適當な事由があると判断した場合

第 8 条 改廃

この規程の改廃は社員総会の決議を得て行うものとする。

附則

この規程は令和 6 年 3 月 XX 日から施行する。